

平成19年(ワ)第1417号 損害賠償請求事件

原告 今枝 仁 外3名

被告 橋下 徹

## 準備書面 8

平成20年1月31日

広島地方裁判所 民事第2部 合2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 島 方 時 夫

同 兒 玉 浩 生

本準備書面においては、被告準備書面(4)~(6)に対する認否や反論などを簡潔に述べる。意味不明な部分が存在すれば、直ちに釈明する用意がある。

1 被告準備書面(4)は、第1に、...被告が想定した...論点の変更があったと言う。しかし、従前から想定していたとするその論点とは、...一般市民が(懲戒事由が存在すると)判断することの当否...だと言うのであるから、それはおよそ当初からの見間違いである。

第2は、文意が不明であり、違法性に関する一般的な反論や抗弁であるか

の如く読み取れる部分もあるが、その1項～6項は本件請求原因うちの一部、名誉毀損(原告準備書面4参照)に対する抗弁と善解し、7項は因果関係の主張に対する反論であると理解する。

しかし、被告は抗弁として「結論として正当な論評であるから違法性がない」と言うが、およそ理由がない。そもそも本件が特定的事实を基礎とする意見や論評の表明による名誉毀損の事案であること(最高裁平成9年9月9日判決参照)を正確に理解しておらず、従って上記判決で分析された要件に関する主張を網羅しておらず、当面、それは主張自体が失当というべきである。また、原告が問題にする被告による事実の摘示は、原告準備書面3の第1の前文や1項で主張しているのに、それへの対応も欠く。いずれにしても要件に即した認否は次のとおりである。

第一に公共の利害に関する事実に関わるとの要件(1項の部分)は認めるが、第二に目的は、正当な理由を示さないまま市民に向けて原告らへの懲戒を扇動することにあつたのであるから、専ら公益を図るものであるとの主張(2項の部分)は否認し、第三に真実性にかかる主張(6項の部分)はそもそも上記摘示事実については全くなされておらず(被告の表現を借りれば「議論がかみ合っていない」)、第四に論評内容(5項の部分)は正しく原告らに懲戒事由が(つまりは弁護士品の品位を失うべき非行が)あつたとして、原告らの人身攻撃に及んでいるのであるから、明らかに意見や論評としての域を逸脱している。

なお、被告は3項及び4項において、原告に反論の機会があつたかのように主張するが、それは自ら本件被告発言が原告らの人格的価値について社会から受ける客観的評価を低下させるもの(マイナス)であつたことを認めるものであり、それをいわば相殺する意味でのプラスの機会があつたことをいうものでしかなく、いずれにしても上記要件のいずれにも関係せず、認否の必要を認めない。

2 被告準備書面(5)は、原告準備書面5について触れたものであり、原告が被告にも理解し易いようにと、言わば医療と毒薬とに譬えて説明したことへの反論である。

第一に“プライバシーの侵害”に触れていることである。原告はそのようなテーマは全く掲げていない。被告の誤読である。

第二に基本的な誤解は、...原告は...看護婦が打った注射が毒か...薬剤か...を議論しない方針を明確にした...との部分にある(4頁)。これも誤読であり、その逆である。毒か...薬剤か...を議論し、看護師の認識に関係なく、毒であれば原告が勝訴する筈であるとの方針を、(改めて)再確認にしたに過ぎない。

3 被告準備書面(6)は、原告準備書面6について触れたものであり、...(双方の)議論がかみ合っていない...に始まり、...一般市民...の懲戒請求が違法であることを前提とすることはできない...との結論で終わる。文中には弁護士会への被告独特な批判も散見するが、それらは暴論という以前の問題であり、つまりは本件の争点には全く関係しない。従って、ここでは、は原告の方が自ら既に述べているところであるから改めて触れる必要はなく、の認識が上記のとおり誤りであることを指摘するに止める。

以上